保証内容

田高郎 及び	保証工事区分	保証対象となる現象例	保証内容	保証 期間	特定免責事項
## 1	【外構・エクステリア工事】※機	器の保証は下記ではなく製造元等が直	接お客様に発行	する保証	書の内容及び保証期間が適用されます
19	地下車庫・人工地盤			10年	
# 10mm 以上のUV割れ、敗れ 使用上支除を生じる著しい次下、亀 表 アスファルト舗装		幅 5mm 以上のひび割れ、崩れ	口場校及が	2年	コンクリートの乾燥伸縮、温度変化による 伸縮に起因する亀裂、スキマの発生
世界		幅 10mm 以上のひび割れ、崩れ	不良部分の	5年	
アステント・語彙 2年			文 換	2 年	
シルーム・カーボート等 影、損傷、腐朽、施錠不良等の部品 放験 2年 タイル日連・天然石目連・インターロッキング 使用上支障を生じる著しいだ下、亀 製	アスファルト舗装			2 年	規定を超える重量によるヘコミ、キズ
全装 金装面の著しい変色、浮き、剥離 2年 2年 2年 2年 2年 2年 2年 2	1 4///	形、損傷、腐朽、施錠不良等の部品		2年	基準を超える積雪に起因するもの
塗装 塗装面の著しい変色、浮き、剥離			口油你及び	2 年	
次れ株・ウッドデッキ・ウッドフ	塗装	塗装面の著しい変色、浮き、剥離	不良部分の	2 年	
横木			交換	2 年	天然木の性質に起因する欠点(ささくれ、 ひび割れ、色あせ、変色、節欠け、反り、 曲がり、ねじれ、樹液によるシミ)カビ、 苔の発生、白蟻による被害
指徴致薬部分の構造体	樹木	枯死または 2/3 以上の枯死	(但し1回	1年	通常予測される散水、消毒、施肥状態と著 しく異なる管理に起因するもの
基礎	草花、芝生類			なし	
床	【増改築部分の構造体】				
株 造強度の 確保 10年 設計基準を超えた荷重をかけた場合 20年 設計基準を超えた荷重をかけた場合 20年 設計基準を超えた荷重をかけた場合 20年 設計基準を超えた荷重をかけた場合 20年	基礎				工事対象外の既存部分の損傷に起因する場
構造壁	床	形、破損、亀裂		10 年	
【防水工事】 屋根・庇 (コンクリート下地) 施工不良による漏水 漏水の防止 漏水による 内部仕上げ の汚損補修 10 年 ベランダ 屋根・庇 (木造下地屋根材葺き替 施工不良による漏水 漏水の防止 漏水による 内部仕上げ の汚損補修 5 年 次				10 4	
屋根・庇 (コンクリート下地) 施工不良による漏水 漏水の防止 漏水による 内部仕上げ の汚損補修 10 年	構造壁				
(日本) (10年) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	【防水工事】		Γ	Ī	
外壁目地 (シール打ち替え) (バルコニー ベランダ 屋根・庇 (木造下地屋根材葺き替 施工不良による漏水 漏水の防止 漏水による 内部仕上げ の汚損補修 え) (冷室 防水面からの漏水 【外装工事】 基礎 被覆材、仕上げ材の著しい剥離、損傷 機である子・ベラン 検損、はずれ、支持不良 が影部材 (樋・面格子・ベラン 検損、はずれ、支持不良 が悪部材 (種・面格子・ベラン を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	屋根・庇 (コンクリート下地)	施工不良による漏水	漏水による		工事対象外の既存部分の損傷に起因する場合
ボランダ 屋根・庇 (木造下地屋根材葺き替施工不良による漏水 漏水の防止漏水による内部仕上げのおし上げのおりの漏水 5年 浴室 防水面からの漏水 の汚損補修 【外装工事】 基礎 被覆材、仕上げ材の著しい剥離、損傷外部部材 (樋・面格子・ベラン 破損、はずれ、支持不良が手摺等) 被覆材、仕上げ材の変色・退色・白亜イは素などのつまりによるもの凍結によるもの凍結によるもの凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので凍結によるもので減れています。	外壁目地(シール打ち替え)			10年	
屋根・庇 (木造下地屋根材葺き替 施工不良による漏水 漏水の防止 漏水による 内部仕上げ の汚損補修	バルコニー				
注版	ベランダ				
		施工不良による漏水			
【外装工事】 基礎 被覆材、仕上げ材の著しい剥離、損傷 を覆材、仕上げ材の変色・退色・白亜イ が である。 をである を である		防水面ねらの湯水		5年	
基礎 被覆材、仕上げ材の著しい剥離、損傷 体覆材、仕上げ材の変色・退色・白亜イ が である が である が である が である が である が である か で である か で ではまるもの で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		ウハンロログ・ファン1/四/1/	. 1.4 10(111112)		
基礎		Market I at 1 and			被覆材、仕上げ材の変色・退色・白亜ル
ダ手摺等) 凍結によるもの ごごはまましいしのままに トスナの					
		岐原、14946、又行小民	復旧補修及 び破損部分 の交換	2年	
屋根・庇 板金・屋根材の破損、ずれ、脱落 び破損部分 2年 設計積雪量以上の積雪によるもの	屋根・庇				
形、 破損、はずれ、支持不良亀裂	軒天井				
外壁 機能を損なわない軽微な亀裂	外壁				機能を損なわない軽微な亀裂
断熱ブロック 著しい剥離、亀裂	断熱ブロック	著しい剥離、亀裂			

保証工事区分	保証対象となる現象例	保証内容	保証 期間	特定免責事項
【外装工事】				
外壁部品塗装(階段・手摺等)	塗装面の著しい剥離	復旧補修及 び破損 部分の交換	2年	設計積雪量以上の積雪によるもの 仕上げ材の変色・退色・白亜化 目地シール部の吹き付け材の亀裂 機能を損なわない軽微な亀裂
防水保護塗装	塗装面の著しい剥離 著しい剥離、亀裂	復旧補修及 び破損 部分の交換	2年	設計積雪量以上の積雪によるもの 仕上げ材の変色・退色・白亜化 目地シール部の吹き付け材の亀裂 機能を損なわない軽微な亀裂
【外装工事】	T	1	1	
外壁材 (タイル・石・モルタル 壁・サイディング) 外壁目地 (シール増し打ち・サ イディング目地シール打ち替え	塗装面の著しい剥離 著しい剥離、亀裂 著しい剥離、亀裂	- 復旧補修及 び破損 部分の交換	2年	設計積雪量以上の積雪によるもの 仕上げ材の変色・退色・白亜化 目地シール部の吹き付け材の亀裂 機能を損なわない軽微な亀裂
等)				
【内装工事】		<u> </u>		
床・内壁・天井・内部塗装 シート材 (防犯フィルム・ダイ ノックシート等) 造り付家具 ブラインド・カーテン・カーテ	仕上材の著しい浮き、はがれ、反 り、破損 取付不良、建具作動の不良、建具 の変形、部品の故障、破損	復日補修及 び破損 部分の交換	2年	木材の収縮・膨張に起因する隙、曲がり機能上影響のない亀裂 タイル等の目地の微小なヒビ割れ 過度の冷暖房によるもの 設計時の設定を超えた荷重をかけた場合
ンレール類 取付部材(室内手摺・帽子掛・カウンター・床下収納等)				
【建具工事】 外部建具(サッシ・シャッター・	海目の問題 不 白		1	大学コペン印度のC N
か	建具の開閉不良、施錠不良、部品 故障、反り、破損、腐食、雨水の 侵入	機能回復及 び破損 部分の交換	2 年	施錠可能な程度の反り 作動に支障のない反り 暴風時の雨水の侵入 ガラスの割れ
	」 下記ではなく製造元等が直接お客様に	 発行する保証書	L の内容及で	「 び保証期間が適用されます
配線・配管 コンセント・スイッチ 器具 (照明・インターホン・火 災報知器・アンテナ等)	接続不良、破損、ゆるみ、支持不良 良 故障、ゆるみ、支持不良、破損	復旧補修及 び不良 部分の交換	2年	電球等の消耗品
【給排水衛生電気設備工事】※機	と 経器の保証は下記ではなく製造元等が直		する保証	書の内容及び保証期間が適用されます
配管	接続不良、支持不良、腐食、漏水			土質、迷走電流に起因する腐食
器具(水栓・バルブ・衛生器具、 給湯器、風呂釜等)	取付不良、故障、漏水、破損	復旧補修及 び不良 部分の交換	2年	凍結による破損、変形
浴槽・ユニットバス	漏水、取付不良、仕上材のはがれ、 故障、破損			消耗品及び消耗部品 維持管理の不備に起因するもの
厨房機器(食洗機・IH・浄水機 等付属品含む)				
【冷暖房設備工事】※機器の保証	Eは下記ではなく製造元等が直接お客様 	長に発行する保証 ┃	書の内容	
配管 上海 中央	接続不良、支持不良、腐食、漏水取付不良、故障、破損	復旧補修及び不良	2年	消耗品及び消耗部品
冷暖房機器類	WITH THE PAIR	部分の交換		

保証工事区分	保証対象となる現象例	保証内容	保証 期間	特定免責事項	
【換気設備工事】※機器の保証は下記ではなく製造元等が直接お客様に発行する保証書の内容及び保証期間が適用されます					
配管	腐食、破損、漏気	復旧補修及び	不良 2年	消耗品及び消耗部品	
器具	取付不良、故障、破損	不良部分の交換			
【ガス設備工事】※機器の保証は下記ではなく製造元等が直接お客様に発行する保証書の内容及び保証期間が適用されます					
配管	接続不良、支持不良、腐食	復旧補修及び		消耗品及び消耗部品	
ガス栓・ガス器具	取付不良、故障、破損	不良 部分の交換	2年		
【灯油設備工事】※機器の保証は下記ではなく製造元等が直接お客様に発行する保証書の内容及び保証期間が適用されます					
配管	接続不良、支持不良、腐食、漏油	復旧補修及び	2年	消耗品及び消耗部品	
燃焼器具	取付不良、故障、破損	不良 部分の交換	2 +		
【その他設備工事】※機器の保証は下記ではなく製造元等が直接お客様に発行する保証書の内容及び保証期間が適用されます					
				労士祭理の子供に打団よりよの	

昇降設備	破損、取付不良等	復旧補修及び		維持管理の不備に起因するもの
床暖房設備	取付不良、故障	破損	2年	
太陽光発電設備	取付不良、故障	部分の交換		

共通免責事項

- ① 通常予測される状態と著しく異なる使用方法や管理に起因するもの。
- ② 注文者、入所者または第三者の故意または過失に起因するもの。
- ③ 注文者が支給しまたは注文者の指示により採用した材料や機器類(但し、請負者の提供したものより、注文者が選択した場合を除く)およびこれに起因するもの。
- ④ 請負者が関与しない補修、改装、増改築工事および設備工事等に起因するもの。
- ⑤ 請負者が関与しないで引き渡し後に取り付けられた屋根上のバルコニー、物干し、水槽等の重量またはアンテナ等の器具類に起因するもの。
- ⑥ 各部材の経時変化に伴う自然劣化に起因するもの(シミ、汚れ、磨減、カビ、変質、変色、錆等またはコンクリート・木材等の材質的収縮による軽微なヒビ割れ、反り、口開き等)。
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波、竜巻、落雷等の自然現象または火災、爆発、暴動等の外部要因に起因するもの。
- ⑧ 未曾有の台風、豪雨、豪雪に起因し、近隣住宅と同程度の被害を受けたもの。
- ⑨ 敷地の周辺にわたる地滑り、地割れ、断層、土砂崩れ等の地盤や地形の変動、沈下に起因するもの。
- ⑩ 温泉の亜硫酸ガス等の特別な環境条件または周辺の公害現象に起因するもの。
- ⑪ 近隣の土木工事や建築工事に起因するもの。
- ② 請負者が関与しない宅地造成の不備に起因するもの。
- 13 使用上支障をきたさないもの。
- ※ なお内容は予告なく変更、追加することがあります。ご了承ください。